

資料 3－1

追加の規制改革事項(案)

令和2年3月18日
国家戦略特別区域諮問会議

(クールジャパン分野の外国人材の活躍促進)

我が国での美容に関する実践経験を積んだ人材が海外で活躍することを通じて、日本の美容製品の輸出による産業競争力の強化やブランド向上を含むクールジャパンの推進やインバウンド対応のため、日本の美容師免許を有する外国人材を受け入れる制度について、関係者の意見を聞きつつ、実現に向けて検討を行い、年内に結論を得る。

(就職活動機会の拡大による高度外国人材確保の更なる促進)

優秀な外国人の日本企業就職の促進を図るため、海外の大学等を卒業し、関係地方公共団体から認定された本邦の適正な日本語教育機関に入学した留学生が、卒業後も就職活動継続を希望する場合、一定の要件の下で、継続就職活動の在留資格を認める海外大学卒業外国人留学生の就職活動支援事業の全国展開について、その運用状況等を踏まえながら検討し、令和2年度中に結論を得る。

今年度中に措置される規制改革事項

(外国人起業家受入促進のためのスタートアップビザの制度改善)

国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業に関し、意欲と能力ある留学生の創業を促進するため、在学中及び卒業後に帰国することなくスタートアップビザへの切り替えを可能とするよう、3月中にガイドラインを策定し、関係省令を改正する。

また、当該事業の事業所確保要件について、関係地方公共団体が認定するコワーキングスペース等でも要件を満たすものとする制度拡充を図るため、3月中にガイドラインを策定する。

(国立大学法人への地方公務員派遣による地域の産官学連携促進)

産官学連携によるさらなる人材の流動化を推進し、大学での先端的な研究および高度専門人材の育成と地域の中核的な産業を結びつけるため、一般職の地方公務員を職員として派遣することができる団体に国立大学法人を加えるための政令の改正を3月中に実施する。

(農家レストランの特例措置の全国展開)

現在、国家戦略特別区域内において認められている、農業者による農用地区域内へのレストランの設置の特例措置について、3月中に省令を改正し、全国展開を実現する。